

第75号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

提出者 大田区長 松原忠義

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第8条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、その養育する子が2歳に達する日まで取得できる制度に拡充するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 76 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 14 条中「次の各号の一に該当する場合においては、その者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第 2 条の 2 の 3 第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付則第 4 条第 1 項中「平成 30 年度」を「平成 33 年度」に改める。

付則第 6 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 39 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 39 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平

成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第7条第1項中「第4項」を「第7項」に改める。

付則第11条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項」を「前条第1項」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定、第14条第1号の改正規定及び付則第2条の2の3第1項の改正規定並びに次条の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第10条第2項、第14条第1号及び付則第2条の2の3第1項

の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、配偶者控除等の見直しに関する規定の整理を行うとともに、軽自動車税における税率の特例の燃費基準要件の見直し及び適用期限の延長を行うほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 77 号議案

大田スタジアム条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田スタジアム条例を廃止する条例

大田スタジアム条例（平成 7 年条例第 17 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田スタジアムの大規模な改修により、当分の間、施設の使用ができないため、
条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。

第 78 号議案

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

大田区心身障害者福祉手当条例（昭和 48 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

所得税法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 79 号議案

大田区住宅宿泊事業法施行条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区住宅宿泊事業法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるものほか、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するため、必要な事項を定めるものとする。

(制限する区域等)

第 2 条 法第 18 条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域
- (2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる特別用途地区のうち、文教地区及び特別業務地区
- (3) 都市計画法第 8 条第 1 項第 13 号に掲げる流通業務地区
- (4) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる地区計画のうち、大田区平和島地区地区計画、大田区東海三丁目地区地区計画、大田区田園調布地区地区計画、田園調布多摩川台地区地区計画及び大森西七丁目地区地区計画

2 住宅宿泊事業を実施しようとする住宅（法第 2 条第 1 項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の敷地が、前項の規定により制限を受ける区域の内外にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する区域の規定

を適用する。

3 第1項各号に掲げる区域での住宅宿泊事業の実施は、全ての期間、これを制限する。

(住宅宿泊事業者の責務)

第3条 住宅宿泊事業を営み、又は営もうとする者は、住宅宿泊事業の運営に当たっては、住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止することが重要であることを認識し、法及びこれに基づく命令並びに他の法令に基づく規制を遵守するとともに、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 法第9条第1項の規定による説明を使用開始時に對面その他確実に宿泊者を確認できる方法を用いて説明することができる体制を確保すること。
- (2) 住宅の宿泊者に対し、火災等緊急事態が発生した場合において避難及び救急医療等に係る適切な情報提供を行うことが常時できる体制を確保すること。
- (3) 住宅の近隣住民に対し、当該住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであることについて、事前に、事業計画の適切な周知及び当該周知に係る記録を作成すること（既に住宅宿泊事業の用に供されている住宅にあっては、速やかに、これに準じた措置を講ずること。）。

(証票の交付)

第4条 区長は、住宅宿泊事業を営み、又は営もうとする者が第1号及び第2号のいずれにも該当し、かつ、住宅宿泊事業の用に供する住宅が第3号に該当するときは、その求めに応じて、区が推奨する基準を満たした住宅宿泊事業者及び施設であることを示す証票を交付することができる。

- (1) 前条に規定する住宅宿泊事業者の責務を果たしていること。
- (2) 区が実施する講習を受講したこと。
- (3) 住宅が第2条第1項に定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域以外の

区域に存するとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月15日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 区は、この条例の施行後2年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(提案理由)

住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第80号議案

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改
正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改
正する条例

大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例(平成27年条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第2条中「7日」を「3日」に改める。

付 則

この条例は、平成30年3月15日から施行する。

(提案理由)

国家戦略特別区域法施行令の改正に伴い、施設を使用させる期間の下限に係る
認定要件を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。